

第14回 トラック輸送における 取引環境・労働時間改善 茨城県地方協議会

令和4年度の茨城県地方協議会における取組み

トラック輸送における取引環境・労働時間改善
茨城県地方協議会 事務局

(関東運輸局茨城運輸支局・一般社団法人茨城県トラック協会)

令和5年3月

重点取り組み事項(輸送分野別の課題の整理および検討)

対象とする輸送分野の選定

(本省通達の内容)

各地方協議会事務局は、これまでの地方協議会での課題整理や過去の実証事業を通じて浮き彫りとなった課題、輸送分野ごとに顕在化している課題等に対し、1つ以上の輸送分野における課題の整理及び課題に対する改善策の活用等を検討すること。

(上記通達を受けた取組)

令和2年1月に国土交通省が行った各輸送品目の待機時間及び附帯作業の調査において、茨城県では特に加工食品、飲料品、紙・パルプ、食料品、建材が待機時間及び附帯作業が多いことが確認されている。

上記から、対象輸送分野として「加工食品」および「飲料・酒」を選定。

整理および検討の方法

対象輸送分野の実態や課題を把握整理するため、関係する運送事業者および荷主企業に対してアンケート調査を実施。

併せて、労働時間改善に向けた取り組みを実施している運送事業者および荷主企業にヒアリング調査を行い、好事例の周知を図る。

調査結果

資料3-3のとおり。

重点取り組み事項(周知活動)

適正取引・労働環境改善に寄与する制度の周知及び導入促進

(本省通達の内容)

- 標準的な運賃

「標準的な運賃」(令和2年4月24日告示)について、地方協議会の場においても地域の荷主や運送事業者等に対する積極的な周知を行うこと。

- 適正な運賃收受のための荷主周知活動

貨物自動車運送事業者の適正な運賃收受について、いっそうの促進を図るため、「標準的な運賃」の設定や燃料サーチャージの導入等により、燃料費の上昇分を反映した適正な運賃・料金への見直しが行われるよう、地方協議会の場を活用して周知すること。

- 「ホワイト物流」推進運動

「ホワイト物流」推進運動については、本運動をさらに推進し、より多くの企業に、とくに各地方において影響力の大きい荷主企業に本運動へ参画いただけるよう、引き続き地方協議会の場においても地域の荷主や運送事業者等に対する積極的な周知及び参画の呼びかけを行うこと。

重点取り組み事項(周知活動)

取組状況

- 2024年の「時間外労働規制の見直し」を間近に控え、トラック事業者と荷主の取引環境改善に向け、荷主団体に対し「ホワイト物流」推進運動のPR、標準的運賃等の制度説明及び意見交換を実施。
- 荷主団体として、JA全農いばらき及び茨城県経済団体4団体に声かけ。

➤ 主な説明内容

- ・ 貨物運送事業の現状と課題（労働条件、時間外労働規制の見直し、標準的運賃制度）
- ・ 「ホワイト物流」推進運動の制度について（自主行動宣言など）
- ・ 働き方改革、物流効率化とCO2排出量削減（ガイドライン、取組事例の紹介など）

➤ 実施日 令和4年5月20日

➤ 出席者

○ JA全農いばらき

茨城県トラック協会
国土交通省自動車局貨物課
茨城運輸支局

○ 経済団体

茨城県商工会議所連合会
茨城県商工会連合会
茨城県中小企業団体中央会

茨城県トラック協会
国土交通省自動車局貨物課
関東運輸局自動車交通部貨物課
茨城運輸支局

※ 出席できなかった茨城県経営者協会については、令和4年7月4日に別途実施。

➤ 意見交換での主な発言等

- ・ 農業は消費に価格が影響されやすく、トラックと同様に費用増を価格に転嫁することが難しい。今後、物流事業者と連携して効率化に取り組むことは必要だと認識している。
- ・ 価格転嫁を進めるためのパートナーシップ宣言をする企業を増やしていく運動を推奨しているところ。同様のスキームのホワイト物流推進運動もPRしていきたい。



PR意見交換会の様子



JA全農いばらき



経済団体

重点取り組み事項(周知活動)

取組状況

- 令和4年6月9日 茨城県トラック協会長が茨城県知事に燃料油価格高騰に対する支援を要望（茨城運輸支局は本要請を後押し）。



- 令和4年7月29日 茨城県は、当該要請を受け、県内約1000力所の荷主企業に対し、知事名で、原油価格高騰に係る価格転嫁円滑化に関する以下の周知文を発出。

(県内事業者あて)

別添 1
中企第 568 号
令和 4 年 7 月 29 日

各 事 業 者 様

茨城県知事 大井川 和彦

原油価格高騰等に係るトラック運送事業者における価格転嫁円滑化のお願い

日頃より、本県行政に対し特段の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、現在、原油をはじめとしたエネルギーコストや原材料価格の高騰が続いており、コストの上昇分を適切に価格に転嫁し、取引事業者全体で負担していくことが大変重要となっております。

トラック運送事業者におきましては、エネルギーコストの高騰等の影響を大きく受けているほか、ドライバー不足の深刻化もあり、安全で良好なサービス品質の確保に支障をきたし、県民の生活や経済活動への影響をおよぼしかねない状況もあるため、取引価格等に係る荷主との協議・交渉を一層円滑化する必要があります。

このような中、政府におきましては、取引事業者全体のパートナーシップにより、コストの上昇分を適切に転嫁できる環境を整備するため、事業者団体に対して、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に係る適切な価格転嫁等に関する下請事業者への配慮について要請を行ったところです。

県におきましても、県内の関係団体に対し、別添 1、2 のとおり要請を行ったところでありますので、貴社におかれましても、下記のことについて御理解、御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 取引価格の決定にあたっては、トラック運送事業者から協議の申し入れがあった場合には、燃料費、労務費等の上昇分の影響を考慮するなどトラック運送事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議に応じていただくこと。
- トラックドライバーの労働環境の改善のため、荷待ち時間の削減、荷役作業の効率化に特段のご協力をいただくこと。

【お問い合わせ】
茨城県産業戦略部中小企業課経営支援室
電話：029-301-3560

1

(県内関係団体あて)

別添 1
中企第 254 号
令和 4 年 5 月 27 日

関係団体の長 様

茨城県知事 大井川 和彦

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組について

日頃より、本県行政に対し特段の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、現在、原油をはじめとしたエネルギーコストや原材料価格の高騰が続いており、コストの上昇分を適切に価格に転嫁し、取引事業者全体で負担していくことが大変重要となっております。

このような中、政府におきましては、取引事業者全体のパートナーシップにより、コストの上昇分を適切に転嫁できる環境を整備するため、事業者団体に対して、下記のとおり要請を行ったところであります。

つきましては、貴団体におかれましても、趣旨を御理解いただき、下記について取り組んでいただきますとともに、会員企業にも周知いただきますよう、御協力のほど宜しくお願い申し上げます。

記

- 直接の取引先やその先の取引先も含めた、取引事業者全体での付加価値の向上に取り組む、取引先とのパートナーシップの構築を目指していただきたいこと。
- 親事業者と下請事業者との取引慣行について、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に取り組んでいただきたいこと。
- 取引価格の決定にあたっては、下請事業者から協議の申し入れがあった場合には、労務費等の上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議に応じていただくこと。
- 下請代金は可能な限り現金で支払っていただくこと。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、支払サイトを 60 日以内とするよう努めていただくこと。
- 知的財産・ノウハウについては片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を通じたノウハウの開示や知的財産の無償譲渡などは求めないこと。
- 取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない納期発注や急な仕様変更は行わないこと。

【お問い合わせ】
茨城県産業戦略部中小企業課経営支援室
TEL：029-301-3550

2

別添 2
中企第 255 号
令和 4 年 5 月 27 日

関係団体の長 様

茨城県知事 大井川 和彦

取引価格に係る親事業者との協議・交渉の円滑な実施等について

日頃より、本県行政に対し特段の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
原油価格の高騰等に係る価格転嫁を円滑に進めるため、下記の内容につきまして、会員企業に周知くださいますよう、御協力のほど宜しくお願い申し上げます。

記

- 原油をはじめとしたエネルギーコスト等の上昇分については取引事業者全体で負担することが大変重要であることから、関係団体に対し、パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組について要請を行ったこと。
- 国では独占禁止法の「優越的地位の濫用」や下請代金法の「買いたたき」に関する親事業者への立ち入り調査などの取り組み強化を進めていること。
- 以上を踏まえ、下請事業者においては、取引価格等に係る親事業者との協議・交渉を安心して行っていただきたいこと。
- 商工会、商工会議所、日本政策金融公庫等には、国の特別相談窓口が設置されているため、「買いたたき」等の疑いがある場合は御相談いただきたいこと。

【問い合わせ先】
茨城県産業戦略部中小企業課経営支援室
TEL：029-301-3550

3

重点取り組み事項(周知活動)

取組状況

- 令和5年1月24日、茨城運輸支局は、茨城県商工会議所連合会、一般社団法人茨城県経営者協会、茨城県中小企業団体中央会、茨城県商工会連合会に対して、トラック事業者から運賃交渉の申出があった場合には積極的に応じ、燃料費の上昇分も考慮したうえで、十分に協議を行っていただくよう、傘下会員等への周知を依頼。

(文書手交時の様子)



(プレスリリース)

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
[茨城運輸支局プレスリリース]

令和5年1月26日
茨城運輸支局

持続可能な物流のための
トラック事業の取引環境適正化に向けた取組みを実施
～県内経済団体に対して協力依頼を行いました～

令和5年1月24日、茨城運輸支局は、茨城県商工会議所連合会、一般社団法人茨城県経営者協会、茨城県中小企業団体中央会、茨城県商工会連合会に対して、トラック事業者から運賃交渉の申出があった場合には積極的に応じ、燃料費の上昇分も考慮したうえで、十分に協議を行っていただくよう、傘下会員等への周知を依頼しました。

- トラック事業は、我が国の経済活動並びに国民生活の発展・維持のために欠かすことのできない重要な役割を担っておりますが、燃料価格の上昇や新型コロナウイルス感染症の流行等により、経営状況に与える影響が長期化している中、持続可能な物流の実現のためには、ドライバー不足や賃金・労働時間、荷主企業（運送委託者）との取引環境など様々な課題の解決に向けた取組みが極めて重要です。
- 国土交通省では、荷主企業とトラック事業者が協議の上、必要なコストに見合った適正な運賃による運送契約を締結することが不可欠であるとの認識のもと、令和2年4月に「標準的な運賃」を告示したところです。
※「標準的な運賃」トラック事業者が法令を遵守して持続的事業を行う際の参考となる運賃
- 関東運輸局では、「標準的な運賃」を実勢運賃に反映させていくことが重要であることから、これまでも普及促進に努めてきておりますが、引き続き関係機関と連携しながら、トラック事業の取引環境適正化に向けた取組みを推進してまいります。

【特設サイト「トラック輸送の取引環境適正化に向けた取組み」(関東運輸局 IP 内)】
https://www.mlit.go.jp/kanto/jidou_koutsu/kameto/for/hik/kankyoakai zen.htm

<文書手交時の様子>

茨城県商工会議所連合会
一般社団法人茨城県経営者協会

<問い合わせ先>
国土交通省 関東運輸局 茨城運輸支局輸送担当 仲野、善吾 様
TEL : 029-247-5348 (内線1)
FAX : 029-248-4773
配布先: 茨城県政記者クラブ、物流専門紙

重点取り組み事項(周知活動)

取組状況

- 令和4年2月17日 茨城県トラック協会は、3年ぶりに「令和4年度荷主セミナー」を開催し、荷主企業に対して、トラック運送業界に求められている働き方改革の状況を説明するとともに、持続可能な物流の実現に向けて、標準的な運賃を始め適正な価格転嫁への理解・協力を求めた。
茨城運輸支局においても、同セミナーで積極的な運賃交渉の実施を呼びかけた。
- 令和4年度（通年） 茨城県トラック協会は、適正化実施機関が行う巡回指導時に標準的な運賃の未届出事業者に対して説明を行い、届出を促進している。
また、協会および各支部で計7回の説明会を開催し、届出の促進を図った。



令和4年度荷主セミナー



説明会

(参考)標準的な運賃に係る届出件数

(令和5年2月28日現在)

区分	事業者数 (霊柩除く)	運賃料金変更 届出件数	比率
茨城運輸支局	2,258	839	37.2%
関東運輸局管内	18,078	5,352	29.6%
全国合計	56,990	30,489	53.5%

令和2年4月24日標準的な運賃告示
 令和2年9月11日茨城県トラック協会において説明会実施

